

## 令和6年度 足利市まちづくり民間活力応援補助金 募集要項

### 1 目的

人口減少・少子高齢化が進む中、地域活性化や持続可能なまちづくりを推進するためには、行政だけでなく、民間の力も取り入れながら取り組むことが重要です。

こうした中、地域活性化及び持続可能なまちづくりを行うため、市民・団体等の皆様が、『クラウドファンディングを活用して本市の遊休不動産を再整備（リノベーション）し、管理運用していく事業』に対する補助金の対象となる事業の募集を行います。

### 2 用語の定義

#### (1)クラウドファンディング（以下「CF」という。）

クラウド（群衆）とファンディング（資金調達）を組み合わせた造語。インターネットのウェブサイト等を通じて、不特定多数の者から幅広く資金を調達する手法

#### (2)CF購入型

起案されたプロジェクトに対して支援者が資金を提供し、支援者は「モノ」や「サービス」を得る仕組みのCF

#### (3)CFリターン

CFによる資金提供者に対する「モノ」や「サービス」

#### (4)CF寄付型

起案されたプロジェクトに対して支援者がお金を寄付する仕組みのCF。「モノ」や「サービス」は基本的に発生しない。

#### (5)CFオールオアナッシング方式

CFによる資金調達方式のうち、調達額が目標額を達成することでCFが成立する方式。

#### (6)補助対象経費総額

事業の実施に要する経費であって、この補助金の対象となる経費の総額。

#### (7)自己負担額

補助対象経費総額のうち事業を実施する者が負担する額。（融資機関から借り入れる借入金の額を含む。）

#### (8)資金調達必要額

補助対象経費総額から自己負担額を減じた額。

#### (9)CF目標額

CFによる資金調達の際に設定する目標金額。（資金調達必要額の1/2以上の額）

#### (10)重点エリア

足利市内の以下の地区をいう。

中央地区：足利学校や鑿阿寺など歴史的・文化的資産が集積し、JR足利駅及び東武足利市駅を中心に拡がりをみせてきた地区周辺

東部地区：あしかがフラワーパークや栗田美術館など観光・レクリエーション資源を有する、あしかがフラワーパーク駅を中心とする地区周辺

※ 別添地図参照

### 3 募集の概要

(1) 募集補助事業	<p>ＣＦによる資金調達を行い、遊休不動産を再整備（リノベーション）する等により継続的に管理運用していく事業であって、地域活性化及び持続可能なまちづくりに資する事業。</p>
(2) 補助対象区域	<p>別添地図に示す重点エリア</p>
(3) 補助対象物件	<p>重点エリアに存在する遊休不動産</p>
(4) 補助対象者	<p>○満 18 歳以上の個人</p> <p>○市内に活動拠点を持つ法人又は団体</p> <p>○市外に活動拠点を持つ 18 歳以上の構成員 5 人以上で組織された法人又は団体等</p>
(5) 補助対象経費	<p>○施設の新設、改修、保全等の施設整備費</p> <p>○施設整備に伴う備品購入費、設計費及び管理費</p> <p>○ＣＦに要する手数料又は委託料 など</p>
(6) 補助の要件	<p>○遊休不動産を利活用する事業で、ＣＦにより資金調達必要額の 2 分の 1 以上を調達し、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみの保全・景観形成に資する事業</li> <li>・まちなみにぎわい・コミュニティを創出する事業</li> <li>・地域の課題解決や活性化に寄与する事業</li> <li>・その他、まちの魅力向上に資する事業</li> </ul> <p>○この補助金に関する工事等が、令和 7 年 3 月 2 1 日（金）までに完了するもの。</p> <p>○市税の滞納がないこと</p>
(7) 補助金額	<p>最大 5 0 0 万円（次のいずれか少ない額を限度とします。）</p> <p>○500 万円</p> <p>○資金調達必要額からＣＦ目標額を減じた額</p> <p>○補助対象経費総額からＣＦにより調達した資金の額を減じた額</p>
(8) ＣＦ種別等	<p>○ＣＦの種別は「購入型」「寄付型」が対象となります。</p> <p>○ＣＦによる資金調達方式は「オールオアナッシング方式」とします。</p>
(9) 注意事項	<p>○提案にあたっては、本要項とは別に定める「足利市まちづくり民間活力応援補助金交付要綱」を熟知のうえ、申請を行ってください。</p>

	<p>○補助対象物件の所有形態について、自己所有、賃借は問いません。</p> <p>○この補助金の応募に要する経費は応募者の負担となります。</p> <p>○以下の場合、対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の内容が政治、宗教に関係するもの。</li> <li>・ 対象物件について、同一年度に他の補助金等を受ける場合。</li> <li>・ 補助対象者が足利市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合。</li> </ul>
--	---

#### 4 申請方法

(1) 事前相談	申請前に、必ず次の相談窓口までご相談ください。また、相談にお越しになる際には、事前に相談窓口にご連絡ください。
(2) 相談窓口 (申請書等提出先)	足利市総合政策部地域創生課移住定住担当（足利市役所 4 階） 〒326-8601 足利市本城 3 丁目 2145 電話：0284-20-2261（直通） 受付時間：平日 8:30-17:15
(3) 相談・提出期間	令和 6 年 4 月 1 9 日（金）～令和 6 年 6 月 2 8 日（金）
(4) 提出書類 (申請時)	<p>○足利市まちづくり民間活力応援補助金事業認定申請書（様式第 1 号）</p> <p>○事業計画書（様式第 2 号）</p> <p>○収支予算書（様式第 3 号）</p> <p>○暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第 4 号）</p> <p>○団体（法人を除く。）にあっては、構成員名簿（様式第 5 号）</p> <p>○補助対象経費となる工事等の見積書</p> <p>○現況写真</p> <p>○借家にあっては、所有者の同意書等</p> <p>○その他市長が必要と認める書類</p>
(5) 提出部数	2 部（正本 1 部、副本 1 部） ※提出書類の返却はいたしません。
(6) その他	申請書等提出後の辞退は、その旨、書面で提出してください。

## 5 審査

補助事業の認定は、提出書類に基づき、足利市が設置する事業認定委員会の審査を経て決定します。審査は以下の評価の視点によって行われます。

なお、審査においてヒアリングが必要と判断された場合は、申請者の出席をお願いします。また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

### 《評価の視点》

必要性	<input type="checkbox"/> まちづくりの推進に貢献するか。 <input type="checkbox"/> 住民（地域）のニーズに沿っているか。 <input type="checkbox"/> 十分な実施見込みがあるか。
公益性	<input type="checkbox"/> 市民、来訪者の利益につながるか。 <input type="checkbox"/> 地域の活性化や魅力づくりに寄与するか。
発展性	<input type="checkbox"/> 他の市民、団体や地域への波及効果が期待できるか。 <input type="checkbox"/> 他の市民、団体との連携を図るきっかけづくりとなるか。
地域性	<input type="checkbox"/> 地域の特性や歴史的資産を生かすための観点や工夫が見られるか。 <input type="checkbox"/> 地域の事情に相応しいか。 <input type="checkbox"/> 建造物の価値を生かしているか。
先導性	<input type="checkbox"/> チャレンジ性や独創性が見られるか。 <input type="checkbox"/> モデルケースとなり得るか。
継続性	<input type="checkbox"/> 継続的な運用が可能であるか。

## 6 決定後の流れ

補助事業として認定を受けた後、CFにより資金調達を行っていただきます。

CFの結果が補助の要件を満たした場合は「足利市まちづくり民間活力応援補助金交付要綱」に基づき補助金を交付します。

### (1) 資金の調達（CF）

足利市まちづくり民間活力応援補助金事業認定結果通知書（様式第6号）到着後、事業資金調達開始届（様式第8号）を提出のうえ、速やかにCFによる資金調達を開始していただきます。

### (2) CFの結果報告

CFによる資金調達終了後、資金調達期間満了届（様式第9号）等を提出していただきます。

[提出期限] 資金調達終了後速やかに提出

[添付書類] CFの結果が確認できる書類

《以下、C F 結果が補助要件を満たした場合》

(1) 補助金の交付申請

C F の結果が補助要件を満たしたら、足利市まちづくり民間活力応援補助金交付申請書（様式第 10 号）を提出していただきます。

- [提出期限] 資金調達期間満了届提出後速やかに提出
- [添付書類] 市税完納証明書  
事業計画書（様式第 2 号）  
収支予算書（様式第 3 号）  
その他市長が必要と認める書類

(2) 工事の契約、着工

足利市まちづくり民間活力応援補助金交付決定通知書（様式第 11 号）到着後、工事の契約を行い、着工することができます。

(3) 実績の報告

工事が完了したら、足利市まちづくり民間活力応援補助金実績報告書（様式第 13 号）を提出してください。完了の検査を行い、補助金額を確定します。

また、購入型により C F を実施する場合、実績報告書の提出までにリターンの実行を完了してください。

- [提出期限] 工事等の補助事業が完了した日、または令和 7 年 3 月 21 日のいずれか早い日
- [添付書類] 実績書（様式第 14 号）  
収支決算書（様式第 15 号）  
契約書及び支払いを証する書類の写し  
施設の整備前及び整備後の写真  
その他市長が必要と認める書類

(4) 補助金の請求

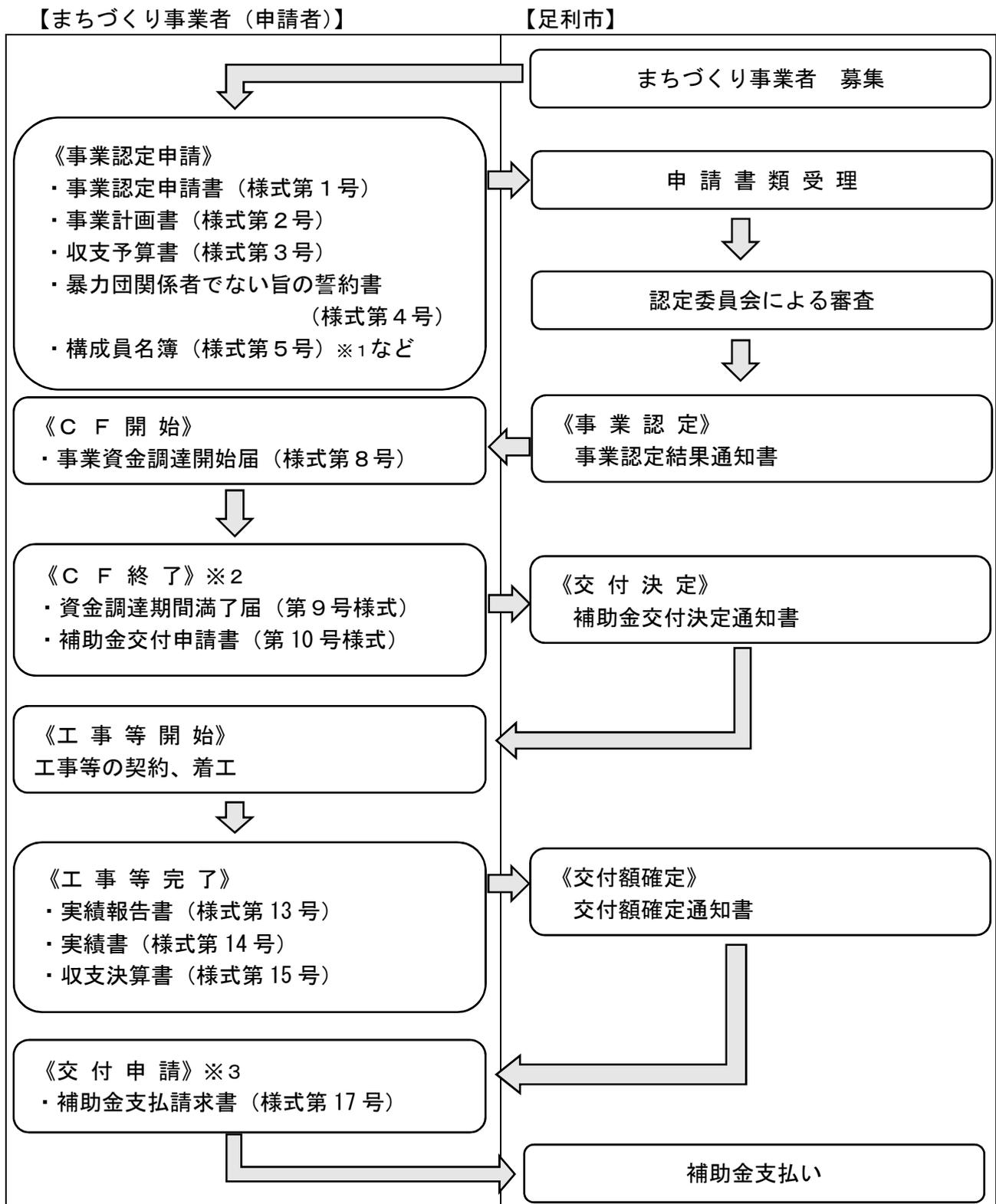
補助金確定の通知を受けたら、足利市まちづくり民間活力応援補助金支払請求書（様式第 17 号）をご提出ください。

なお、あらかじめ承認を得て、足利市まちづくり民間活力応援補助金（概算払）支払請求書（様式第 18 号）を提出することにより、補助事業が完了する前であっても、補助金の全部または一部を請求することができます。

7 留意事項

- (1) 提出書類の差し替えまたは再提出は、原則、認められません。
- (2) 申請に要した費用は、すべて申請者の負担となります。
- (3) 本補助金事業に申請のあった事業の内容及び結果等については、市においてホームページやパンフレット等で公表できるものとします。
- (4) 補助の対象となった建物・事業の状況及び効果等について、資料の提出又は報告を求めることがあります。
- (5) 本補助金事業は予算の範囲内で実施するため、募集の期間内であっても、募集を打ち切る場合があります。

《足利市まちづくり民間活力応援補助金 手続きフロー》



※1 団体（法人を除く。）のみ提出。

※2 C F 調達額が資金調達必要額の2分の1以上かつ補助対象経費総額未満の場合は補助対象のため、第9号様式・第10号様式を提出。2分の1未満又は補助対象経費総額以上の場合は補助対象とならないため、第9号様式のみを提出。

※3 あらかじめ承認を得て、補助金（概算払）支払請求書（様式第18号）を提出することにより、補助事業が完了する前であっても、補助金の全部または一部を請求可能。

## 重点エリア

JR：足利駅・東武：足利市駅を中心とする古くからの中心市街地であり、足利学校や鑊阿寺などの歴史・文化資産が集積する「中央地区周辺」及びあしかがフラワーパーク・栗田美術館など観光・レクリエーション資源を有する、新たな玄関口となるあしかがフラワーパーク駅を中心とした「東部地区周辺」を対象区域とします。

